

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会 愛媛県特定最低賃金合同専門部会 議事録

日時

令和4年9月27日(火) 15:05~16:30

場所

松山労働総合庁舎会議室

(松山市六軒家町3番27号松山労働総合庁舎3階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、西委員、三好委員、立石委員、吉川委員、熊野委員、上甲委員、竹本委員、
濱田委員、渡部委員、大野委員、川満委員、高松委員

使用者側代表委員

須永委員、丹沢委員、森川委員、井上委員、河野委員、西岡委員、河端委員、
増田委員、小池委員、野本委員、森委員、近藤委員、中西委員、八塚委員

事務局

岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- 3 専門部会の公開について
- 4 今後の専門部会の審議における確認事項
- 5 特定最低賃金専門部会の審議日程について
- 6 その他
- 7 閉会

議事

賃金室長

各専門部会の委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
ただいまから、愛媛地方最低賃金審議会愛媛県特定最低賃金合同専門部会を開催させて
いただきます。私は、賃金室長の山内と申します。どうぞよろしく願いいたします。

特定最低賃金につきましては、金額改正の審議対象となります5業種について、それ
ぞれ専門部会が設置されておりますが、例年、第1回目は、合同で開催させていただ

ております。また、議事進行につきましては、従来から愛媛地方最低賃金審議会の会長に行っていただいておりますので、事務的な説明の後、森本会長にお願いしたいと思います。

それでは、初めに、出欠状況の確認と各専門部会の成立状況を御報告申し上げます。お配りしております資料の1ページの資料 1に専門部会委員の名簿がございますので、御確認いただければと思います。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、公益の園田委員が御欠席です。それと丹沢委員が少し遅れております。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、先ほどお伝えしたように公益の園田委員が御欠席です。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、労側の竹箇平委員と使側の阿部委員が御欠席です。

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は、竹本委員は当会議室には御出席できませんが、現在オンラインで御出席されております。それと先ほどお伝えしたように公益の園田委員が御欠席です。

愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会は、使側の中西委員が少し遅れております。

各専門部会とも、委員の3分の2、6名以上の御出席がありますので、最低賃金審議会令第6条第2項に定める定足数に達しており、本日の各専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これからの議事進行を森本会長にお願いしたいと思います。

森本会長、よろしくお願いいいたします。

森本会長

森本でございます。各専門部会の委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

これから、議事次第にそって進行してまいりたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいいたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴者はおられません。

また、本日は、各専門部会委員が任命され、初めて開催される専門部会となりますので、愛媛労働局労働基準部長から挨拶があります。それではよろしくお願いいいたします。

労働基準部長

労働基準部長の岡本でございます。昨年に引き続き、よろしくお願いいいたします。

各専門部会の委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。そして、何よりも本専門部会の委員として、御就任をいただきありがとうございます。

昨年も申し上げましたが、コロナ禍で3年目の秋を迎える状況になっておりまして、

なかなか終息に至らないというところでございます。今年の夏は第7波で爆発的に感染が拡大しまして、愛媛でも1日の感染者が3千人を超える状況でございましたが、今はなんとか百人台、昨日で400人を少し切っているという状況で、このまま終息に向かえばと願っております。これからの専門部会につきましても、コロナ感染の防止に努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ、各専門部会の委員の皆様も感染防止に御協力いただきながら、審議にあたっていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

最低賃金に関しましては、本日、前のホワイトボードにポスターを貼り、皆様のお手元にもチラシをお配りしております。愛媛県の地域別最低賃金は、本審議会の委員の皆様御協議のもと、10月5日から853円に改正され現行から32円引き上がりますが、発効日まで2週間を切った状況でございます。労働局としましては、この改正される最低賃金が円滑に施行されますよう、現在、周知に努めているところでございます。ぜひ、各委員の皆様にも、この周知に御協力をいただければと思っております。

そして、皆様に御審議いただく特定最低賃金でございますが、この産業別の最低賃金につきましては、各都道府県において地域別最低賃金より高い水準で賃金を設定することについて、関係労使の合意を得た業種に設定されているものでございまして、愛媛県では5つの業種が設定されているところでございます。

先般、この5つの特定最低賃金につきまして、改正決定の必要性の有無の審議を行ない、全ての業種につきまして、「改正決定の必要性有り」ということで答申をいただき、同日、労働局長から改正決定についての諮問をさせていただいたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、各委員の皆様方にはこれから審議を行っていただくこととなります。例年のことではございますが、タイトな日程の中で御審議いただくということで、皆様には本当に御苦勞をおかけすることになると思いますが、円滑な審議に御協力をいただければと思っております。

世界的に見ますと、ウクライナ情勢や円安などといった様々な状況がそれぞれの業種にいろいろ影響しており、金額審議にあたって非常に難しい判断をしていただく必要があると考えているところでございます。

特定最低賃金につきましては、労使それぞれのイニシアティブによって、ぜひ、全会一致の結論で金額決定がなされますよう、また、委員の皆様方には円滑な審議に御協力いただきますよう申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

森本会長

それでは、審議に先立ちまして「専門部会委員の紹介」、併せて「専門部会運営規程」、「特定最低賃金審議経過」等について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

本日は、本年度第1回目の特定最低賃金専門部会となりますので、初めに事務局を務めさせていただき愛媛労働局賃金室の職員から自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

賃金室長

それでは、委員の皆様を紹介いたします。資料の1ページの本年度の特定最低賃金専門部会委員名簿を御覧いただけたらと思います。併せて机置きしておりました配席表の方も見ていただけたらと思います。

名簿の方は、公益、労側、使側の順で、各側委員は50音順に記載させていただいております。なお、各部会は、略称で紹介いたしますので、御了承願います。

まず、公益委員の皆様ですが、武井奈保子委員に、パルプ紙、はん用機械、電気機械の専門部会を、宮谷しのぶ委員に、電気機械、造船、各種商品小売の専門部会を、森本明宏委員に、パルプ紙、電気機械、各種商品小売の専門部会を、井上雄基委員に、はん用機械、造船、各種商品小売の専門部会を、本日は欠席されておりますが、園田雅江委員に、パルプ紙、はん用機械、造船の専門部会をそれぞれ担当していただきます。

続きまして各部会の労側委員の皆様と、使側委員の皆様を名簿に沿って紹介いたします。

パルプ紙専門部会ですが、労側委員の皆様が、白石浩司委員、西貴志委員、三好謙一郎委員になります。白石委員は本審委員にもなっており、そのほかにはん用機械も担当されております。また、三好委員は、パルプ、紙製造業最低賃金改正の申出人になります。使側委員の皆様が、須永淳委員、丹沢寛雄委員、森川隆委員になります。

はん用機械専門部会ですが、労側委員の皆様が、先ほど紹介いたしました白石浩司委員、立石則和委員、吉川亮委員になります。吉川委員は、はん用機械器具等製造業最低賃金改正の申出人になります。使側委員の皆様が、井上広光委員、河野正幸委員、西岡圭委員になります。

電気機械専門部会ですが、労側委員の皆様が、熊野靖和委員、上甲章史委員、本日は欠席されております竹箇平貴隆委員になります。上甲委員は本審委員にもなっており、電気機械器具等製造業最低賃金改正の申出人になります。使側委員の皆様が、本日は欠席されております阿部幸弘委員、河端和行委員、増田和俊委員になります。

造船専門部会ですが、労側委員の皆様が、本日はオンラインで出席されている竹本良賢委員、濱田英吉委員、渡部崇委員になります。渡部委員は造船業最低賃金改正の申出人になります。使側委員の皆様が、小池久志委員、野本友喜委員、森克司委員になります。小池委員は本審委員にもなっており、本日は欠席されております。

各種商品小売専門部会ですが、労側委員の皆様が、大野裕美委員、川満出委員、高松和弘委員になります。使側委員の皆様が、近藤良一委員、中西信将委員、八塚洋委員に

なります。八塚委員は本審委員にもなっていていただいております。

以上、特定最低賃金専門部会委員の皆様を御紹介させていただきました。各委員の皆様には、今後の御審議どうぞよろしくお願いたします。

次に、「専門部会運営規程」と「運営申合せ事項」について説明いたします。

地方最低賃金審議会の専門部会は、最低賃金法第 25 条に基づき設置され、その運営につきましては、法令の規定によるほか、最低賃金審議会令第 8 条の規定に基づき、愛媛地方最低賃金審議会の会長が定める「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」によるものとされております。

資料の 3 ページの資料 2 「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」を御覧ください。ここでは、会議の招集、委員の出席、会議の公開、議事の記録について定めております。時間の都合で詳細な説明は省略させていただきますが、特に御留意願いたい事項について説明いたします。

資料 3 ページの運営規程第 3 条第 3 項には、「委員は、会議に出席できないときは、部会長に通知しなければならない」となっておりますが、会議の出席案内、事務手続き等は全て事務局で行っておりますので、御連絡等は愛媛労働局賃金室にいただくようお願いいたします。

次に資料 4 ページの運営規程第 6 条ですが、会議の公開について定めております。会議は原則として公開としております。具体的な公開要領は、資料 7 ページの資料 3 「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」に規定されておりますので、御確認ください。

次に資料 9 ページの資料 4 の「専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について」を御覧ください。専門部会で御審議いただくうえで効率的な審議、迅速な決定等のため、審議回数、審議時間等について、本年 6 月 30 日に開催した第 1 回本審において、合意いただいているものです。専門部会の運営等につきましては、記の(1)のとおり、審議回数は、概ね 3 回、審議時間は原則として午後 5 時までとなっております。終了時刻につきましては、施設管理上の問題もありますので、円滑な審議運営に御協力をお願いいたします。

次に特定最低賃金の審議経過について、御説明いたします。資料 13 ページの資料 6 を御覧下さい。「特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表」にありますとおり、愛媛県で設定されております 5 業種全てについて改正の申出がありました。これを受けて特定最低賃金改正決定の必要性の有無について審議が行われてきましたが、その経過は資料 11 ページの資料 5 の「令和 4 年度の特定最低賃金に係る審議経過」にお示ししています。

まず、6 月 30 日に開催されました第 1 回本審において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議するための小委員会を設置いたしました。

そして、7 月 25 日に開催されました第 1 回小委員会で、委員長と委員長代理を選任し、必要性審議については非公開とし、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につい

て審議が開始されました。

そして、8月19日と22日に、それぞれ第2回小委員会、第3回小委員会を開催し、労使各側の参考人から意見をいただき、必要性の有無について審議を行い、最終的に全会一致で5業種とも「改正決定の必要性有り」との結論に至りました。

8月25日に開催されました第4回本審において、愛媛労働局長が特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問し、小委員会の結論が報告され、5業種とも「改正決定の必要性有り」との答申をいただきました。同本審において、5業種の金額改正について愛媛労働局長から諮問を行い、各専門部会の設置、専門部会委員の推薦、公示、及び関係労使の意見聴取公示の手続きを経て、本日、第1回目の専門部会を5業種合同で開催しているところでございます。

資料14ページから16ページに、必要性に関する諮問、答申、そして金額改正に係る諮問文の写しを添付しておりますので御確認ください。

説明は以上でございます。

森本会長

ただいまの説明について、何か御質問等があればお願いします。

(質問等なし)

森本会長

このあと、専門部会の日程調整を行う関係で確認しておきますが、テレビ会議システムを利用して出席を希望する場合は、事前に事務局の方に連絡すれば調整していただけるということでしょうか。

賃金室長

そうです。今回、竹本委員から事前に連絡いただき調整いたしました。もし、事情により、テレビ会議システムを利用してオンラインで部会等に出席を希望される場合は、事前に事務局に言っていただけたら調整いたします。

森本会長

分かりました。ほかに何か御質問等はありませんか。

(質問等なし)

森本会長

それでは、議事項番2「各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条の規定により、「各専門部会の部会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。例年、労使から意見をいただいた上で、「公益一任」という形を取らせていただいておりますが、例年どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

森本会長

それでは、公益委員の中で、部会長及び部会長代理の選出について協議させていただきます。

(公益委員で協議)

森本会長

お待たせしました。公益委員で協議した結果を御報告させていただきます。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、部会長は私、森本明宏。部会長代理は武井奈保子委員。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長は武井奈保子委員、部会長代理は園田雅江委員。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長は宮谷しのぶ委員、部会長代理は武井奈保子委員。

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会は、部会長は井上雄基委員、部会長代理は宮谷しのぶ委員。

愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会は、部会長は井上雄基委員、部会長代理は私、森本明宏。

以上のとおりですが、御承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

森本会長

ありがとうございます。事務局は、あらためて確認をお願いします。

賃金室長

それでは、確認いたします。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、部会長 森本明宏委員、部会長代理 武井奈保子委員。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、

部会長 武井奈保子委員、部会長代理 園田雅江委員。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長 宮谷しのぶ委員、部会長代理 武井奈保子委員。

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会は、部会長 井上雄基委員、部会長代理 宮谷しのぶ委員。

愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会は、部会長 井上雄基委員、部会長代理 森本明宏委員。

以上のとおり決定いたしました。

森本委員

それでは次に、議事項番3「専門部会の公開」に入ります。

ここでは、専門部会の公開・非公開の可否について、あらかじめ決めておきたいと思えます。

会議の公開・非公開については、事務局から説明がありましたとおり、専門部会運営規程第6条、議事録の公開・非公開については専門部会運営規程第7条により、それぞれ各専門部会の部会長が決定することとなっておりますので、各部会長で協議の上決定したいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

森本会長

それでは、部会長で協議いたしますので、しばらくお待ち下さい。

(部会長で協議)

森本会長

協議結果を発表します。これから開催される各専門部会で、各特定最低賃金の具体的な金額審議を行う場合、「個別事業所の経営データに関する内容」、「特定が可能な範囲の労働者の待遇に係る話や労働契約の内容」等について触れる場面があることを考慮いたしますと、公開の場で審議を進めようとする、場合によっては率直な主張がしづらくなり、ひいては充実した審議がしづらくなるのが考えられます。

こういったことから、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されますので、具体的な金額審議は非公開とすることとしたいと思えますが、御了解いただけますでしょうか。

(異議なし)

森本会長

それでは、本日の専門部会は公開としておりますが、次回以降の専門部会は具体的な金額審議の場になりますので、非公開といたします。

それでは、議事項番4「今後の専門部会の審議における確認事項」に入ります。

会長の立場で、私の方から専門部会委員の皆様へ、4点お願いと確認をさせていただきます。

まず1点目ですが、特定最低賃金の審議経過に関して申し上げます。

先ほど賃金室長から審議経過について説明がありましたが、特定最低賃金の審議経過の中で、「改正決定の必要性の有無」につきましては、8月25日に開催された第4回の本審において、5業種全てについて「改正決定の必要性有り」という答申をいたしました。「必要性有り」と答申することは、特定最低賃金の金額審議において、現行の金額から1円以上引き上げること、かつ、地域別最低賃金の金額より1円以上引き上げることとするのが、法令の趣旨とされているところです。

昨年度までは、当審議会の特定最低賃金専門部会では、引上げの可否も含めて、ゼロベースで御審議いただくという取扱いが、慣例的に行われていたところですが、法令により意図されている、改正決定の必要性の有無の審議や、専門部会での特定最低賃金の引上げの審議と異なることから、昨年度限りということで、公労使それぞれで確認したところがございますので、併せて、御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

続きまして2点目ですけれど、改めて申し上げる必要はないかもしれませんが、特定最低賃金の金額審議につきましては、中央最低賃金審議会全員協議会報告などにより、従前から、関係労使のイニシアティブの発揮による円滑な審議が求められております。

さらには、全会一致による議決が得られるよう双方が努力することが望まれておりますので、労使委員の皆様には、労使のイニシアティブにより全会一致による結論が得られますよう、御努力いただきますようお願いいたします。

3点目ですけれども、これも例年お伝えしていることではございますが、特定最低賃金の金額審議におきましては、愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率が、そのまま特定最低賃金に影響するものではないということです。これについては従前から愛媛地方最低賃金審議会の中で確認しておりますので、よろしくようお願いいたします。

最後に4点目ですが、本年度も新型コロナウイルス感染、ウクライナ情勢による原材料費の高騰などの影響を受け、経済情勢は、全体としては依然として厳しい状況にあります。一方で、上向きで好調な業種、産業も存在すると思います。こうした状況を踏まえ、特に最初の金額審議におきましては、各産業における実態がわかるような具体的な資料がございましたら、これをお示しいただきながら、金額提示をいただくことがスムーズな審議につながるものと考えております。

また、例年具体的な金額審議におきまして、詳細な御意見や御主張をいただいている

ところですが、多岐にわたりますので、聞き間違いや記録誤りがあると困ります。主要な部分だけでも結構ですので、御意見や御主張については書面で公益委員と事務局への提出をいただきますと助かりますので、その点、御協力をお願いいたします。

以上、4点ほどお伝えさせていただきましたが、各委員の皆様から御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いします。

(発言等なし)

森本会長

それでは続きまして、議事項番5「特定最低賃金専門部会の審議日程について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

まず、資料の17ページ、資料7の「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」を御覧ください。愛媛地方最低賃金審議会では、慣例として特定最低賃金の効力発生日を12月25日としております。資料18ページの発効の欄が12月25日になるところを見ていただくと、10月26日までに答申をいただく必要があるということがわかります。これを念頭に置き、日程調整を検討した結果、特定最低賃金にかかる次回本審は10月24日月曜日午前に開催する予定となります。

委員の皆様の御都合を日程調整表でお伺いし、当局で部会を開催可能な9月28日から10月21日までの結果を、机置きしました「令和4年度特定最低賃金専門部会日程調整表」に取りまとめてお示しさせていただきました。この中で各専門部会の開催候補日となる場所に、枠や色を付けて示させていただいております。

この日程調整表の説明の前に、定足数について御説明いたします。専門部会の定足数は、最低賃金審議会令第6条第5項により準用する同令第5条第2項の規定により、委員の3分の2以上、又は各側3分の1以上とされております。従いまして、全体で6名以上、あるいは各側1名以上が出席されれば、会議は成立します。ただし、部会長と部会長代理のいずれも不在ですと、会の進行、採決はできません。

委員の皆様の出席率を優先して候補日を調整し、赤枠で囲んである日時が第1候補日時で、青色で囲んである日時が第2候補日時となります。それ以外の黄色もしくは白色のところは第3候補日時となりますので、参考にしていただけたいと思います。そして委員の皆様に御都合等の変更があれば、後ほど日程調整の段階で御発言いただけたらと思います。

それから午後1時30分からと午後3時30分からの会議が連続しない場合、午後3時30分からの会議は原則17時までに会議を終えたいということもありますので、委員の皆様の御都合がつけば、午後3時30分からの開始を、午後3時からの開始にお願いできたらと思います。また併せて午前10時30分からの会議も、委員の皆様の御都合がつけ

ば、午前 10 時開始にお願いできたらと思います。以上について確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

森本会長

ただいまの説明に御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

森本会長

それでは、各専門部会の開催日程の調整に入ります。

日程調整は、事務局に作成いただいた日程調整表の候補日を基に、調整したいと思いますが、候補日時が重なる業種が多く、専門部会ごとに分かれての調整は困難なため、委員の皆様が全員そろったこの場で、事務局に、順番に全業種の専門部会の調整を行っていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

森本会長

それでは、事務局の方で調整をお願いいたします。

(日程調整)

○賃金室長

それでは、決定いたしましたそれぞれの専門部会の開催日程について、確認いたします。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、第 2 回専門部会が 10 月 12 日水曜日、15 時から、第 3 回専門部会が 10 月 21 日金曜日、15 時から。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、第 2 回専門部会が、10 月 13 日木曜日、15 時 30 分から、第 3 回専門部会が 10 月 19 日水曜日、13 時 30 分から。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、第 2 回専門部会が 10 月 6 日木曜日、15 時 30 分から、第 3 回専門部会が 10 月 19 日水曜日、10 時から。

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は、第 2 回専門部会が 10 月 11 日火曜日、13 時 30 分から、第 3 回専門部会が 10 月 21 日金曜日、10 時から。

愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会は、第 2 回専門部会が 10 月 6 日木曜日、10

時から、第3回専門部会が10月11日火曜日、15時30分から。

以上でございます。

○森本会長

それでは続きまして議事項番6「その他」に入ります。

委員の皆様、何かございませんか。

(発言等なし)

○森本会長

では、事務局から何かありましたらお願いします。

○賃金室長

それでは残りの資料等の説明をさせていただけたらと思います。

資料21ページ、資料8を御覧ください。「全国の地域別最低賃金一覧表」を載せております。この表には改定後の金額と改定前からの引上げ額、発効予定年月日が示されております。愛媛県には色付けをさせていただいておりますが、本年度は中央最低賃金審議会で示された目安額を2円上回る32円の引上げとなりまして、10月5日より時間額853円に改定されております。参考までに申し上げますと、時間額853円で愛媛県を含む10県が最も低い県になっております。

続きまして23ページ、資料9を御覧ください。各都道府県において決めております特定最低賃金の一覧になります。本年、3月末現在で、効力を有するものを産業別に一覧表にしたものでございます。本審以外の委員の皆様には、本日お配りしております、「令和4年度版最低賃金決定要覧」の134ページ以降に示されているものと同じものになります。同じく「最低賃金決定要覧」の23ページからは、各都道府県別に特定最低賃金の内容が具体的に示されておりますので、御参考にしていただけたらと思います。

なお、愛媛県で現在決定されております特定最低賃金5業種につきましては、パルプ、紙製造業は資料23ページ、はん用機械等製造業は資料24ページ、電気機械器具等製造業と造船業は資料25ページ、各種商品小売業は資料26ページに掲載されています。

続きまして資料29ページ、資料10を御覧ください。「令和4年賃金改定状況調査結果」になります。全国の賃金上昇率等を調査した結果で、中央最低賃金審議会の目安審議会において、重要な資料とされております。例年着目されておりますのが、第4表の賃金上昇率でございます。資料34ページに男女別の内訳、35ページに一般とパート別の内訳がランク別に示されております。35ページの表の中の愛媛県を含むDランクの欄を見ますと、一般パート計全体が1.9%の上昇率、パートが1.5%の上昇率という結果になっております。

続きまして資料39ページ、資料11を御覧ください。厚生労働省が8月5日に発表

した「令和4年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」になっております。集計対象は資本金10億円以上かつ、従業員1,000人以上の労働組合のあるいわゆる大手企業の状況になります。40ページの第1表で特定最低賃金と関連する業種の賃上げ率を見ていきますと、「4 紙パルプ」が1.80%、「10 機械」が2.31%、「11 電気機器」が1.93%、「12 造船」が2.18%、「18 卸・小売」が2.09%となっております。

続きまして資料43ページ、資料12を御覧ください。愛媛の経済関係指標になります。公表されているものを取りまとめております。最新のものを入手し、前年と比較する形でお示しさせていただきました。

資料45ページには、「産別用追補」ということで、愛媛県企画統計課が公表しているデータから、特定最低賃金に関する業種について、産業別に追加・補充してお示しておりますので御確認ください。

資料47ページ以降に、経済関係資料をつけさせていただいております。本審の委員の皆様には既に配付した資料もございます。日銀松山支店、松山財務事務所及び愛媛労働局が定期的に公表している最新の統計資料を添付しておりますので御確認ください。

資料の説明は以上となります。

なお、第5回本審は10月24日月曜日午前10時30分から、ここ松山労働総合庁舎3階会議室で行う予定としておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○森本会長

事務局の説明について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

(質問等なし)

○森本会長

ほかに何かございませんか。ないようでしたら以上をもちまして、愛媛県特定最低賃金合同専門部会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。